

JCTEA妨害評価試験確認業務の概要

- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令における妨害規定
- 放送への妨害評価試験基本系統図(同等の試験設備)
- 妨害評価試験方法
- 妨害評価試験方法の適用(STD-016)
- 有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた有線一般放送への影響評価の手続
- 【参考】 受信品質の確保に関する技術基準の改正について

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める 省令における妨害規定

1) 有線放送設備内での妨害

有線テレビジョン放送等以外の信号(他の電磁波)からの他の有線一般放送への受信妨害

(1) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第20条(使用する電磁波の条件) (：平成25年2月20日改正)

「有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯域幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない」

(2) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第20条第2項(告示第72号)の技術的 条件に基づき、有線テレビジョン放送等の受信に影響が検知されないこと

2) 有線放送設備からの妨害

有線テレビジョン放送設備からの漏えいする電波によるテレビ直接受信者への妨害、無線通信システムへの妨害

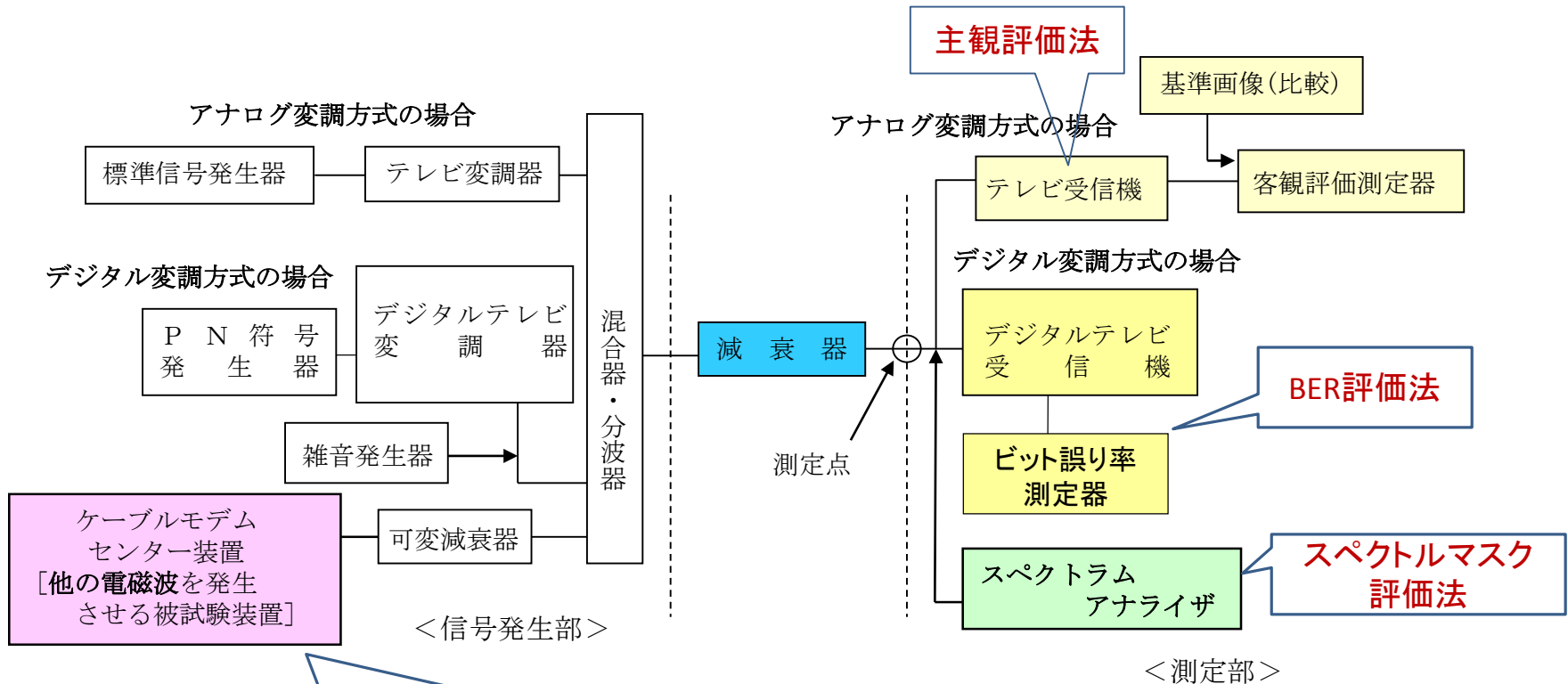
(1) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第8条(漏えい電波の電界強度の許容値)

有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は当該有線放送設備から3mの距離において
0.05mV/m 以下(34dBμV/m以下)でなければならない

放送への妨害評価試験基本系統図(同等の試験設備)

告示第72号では、有線一般放送または同等の試験設備で試験することと規定

(他の電磁波等からの妨害評価においては、原則として平成25年告示第72号の適用となるが、アナログ放送が存在する期間(平成27年3月30日まで)は、平成23年告示315号の適用となる。)



- ・同等の試験設備としてテレビ信号や雑音など付加する
- ・他の電磁波レベルを可変して検知限を求める (BER評価法)
- ・スペクトルマスクと比較してマージンを求める(スペクトルマスク法)
- ・他の電磁波の最大出力で妨害を与えないこと

妨害評価試験確認業務(1)

(JCTEAのホームページ参照)

有線テレビジョン放送等以外のシステム機器の信号(他の電磁波)が、有線一般放送の受信に妨害を与えないことを認証する業務

1) 確認業務

- ・メーカーで実施する評価試験の適正性を確認する

2) 適用範囲

- ・有線テレビジョン放送等以外のシステム(ケーブルモデム、モデム内蔵STB、告知システム、VODシステム、監視システム、光波長多重伝送システム等)

3) 妨害評価試験・・・ベンダー(メーカー)が実施

2005年11月以前の技術資料G-・・・
は取り直し必要

(1) 放送への妨害評価試験(スプリアスその他の干渉／品質技術基準省令第20条、告示72号)

- ・試験方法:STD-016「放送への妨害測定法」
- ・試験施設:STD-017「有線テレビジョン放送施設と同等の試験施設」

(2) V-ONU/R-ONU漏えい電界評価試験(漏えい電界強度／品質技術基準省令第8条)

- ・試験方法:STD-015「光システム性能測定法」
- ・試験施設:STD-017「有線テレビジョン放送施設と同等の試験施設」

妨害評価試験確認業務(2)

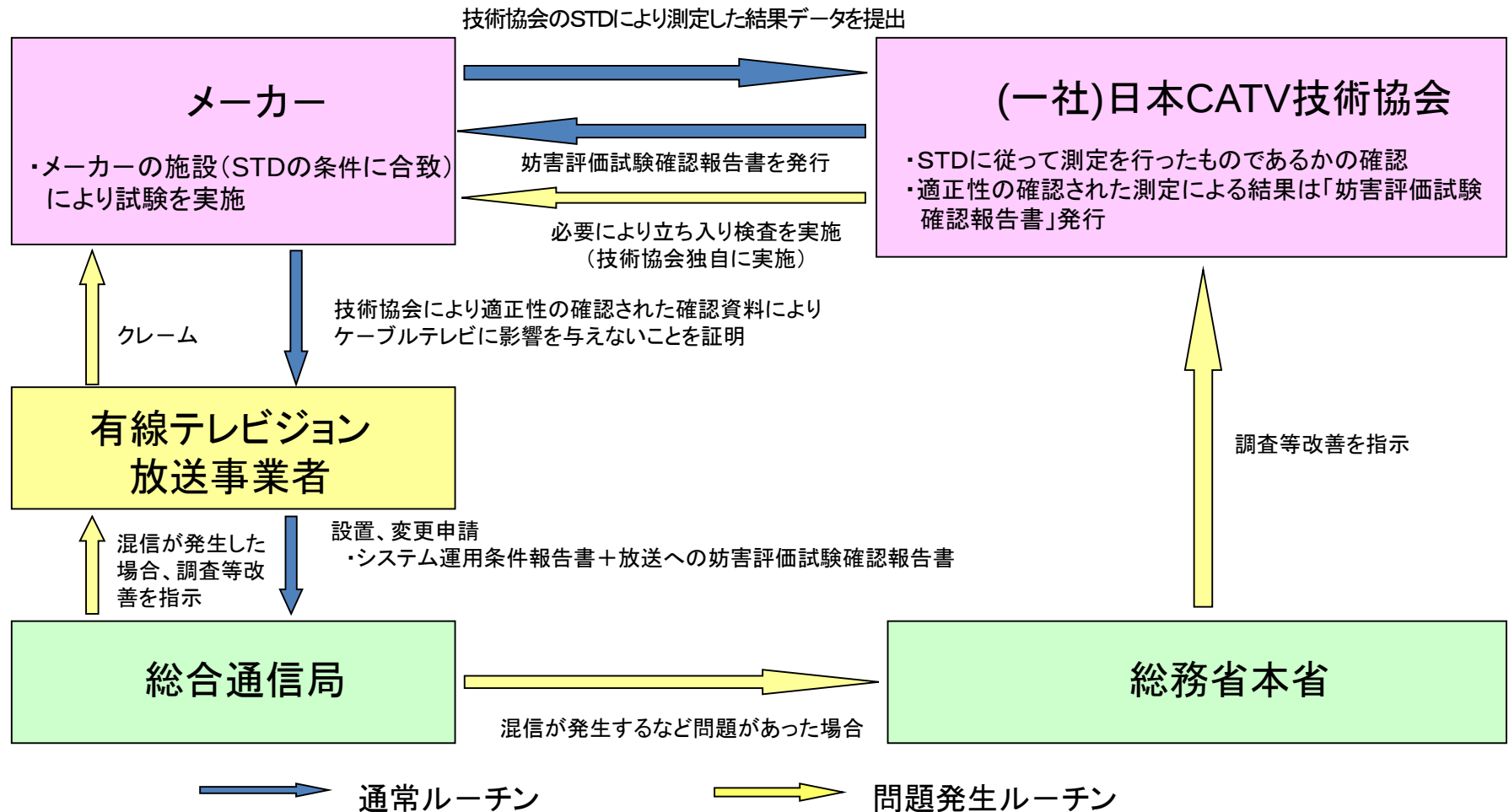
- 1) 妨害評価試験確認の申込みから適正性の確認まで
 - (1) 申込み: 所定の申込み用紙による(JCTEAのホームページ参照)
 - (2) 妨害評価試験:
 - ・メーカ工場などで試験(必要により立会)
 - ・試験結果データの提出
 - (3) 確認会議(試験計画時に事務局に日程確認のこと)
 - ・専門家による試験の適正性の確認
 - ・適正性が確認されると「妨害評価試験確認報告書」を発行
- 2) 妨害評価試験確認報告書(確認報告書)
 - ・確認会議で承認されたものについて確認報告書を印刷発行
 - ・評価試験結果報告と運用レベルマージン(システム運用条件総括表)を記載
 - ・有線テレビジョン放送事業者はシステム運用条件総括表の数値の範囲内で運用する
- 3) システム運用条件報告書(有線テレビジョン放送事業者が作成)
 - ・有線テレビジョン放送事業者は放送への妨害が無いことを示す「システム運用条件報告書」を作成、総合通信局へ提出 → 申請業務や検査業務の簡素化

妨害評価試験方法の適用(STD-016)

	伝送方式	妨害の種類	主観評価法	客観評価法	TV画面評価法	スペクトルマスク 評価法
アナログ	VSB-AM	隣接チャンネル妨害	●	◎	—	◎
		スプリアス妨害	—	◎	●	◎
		他の光波長からの妨害	◎	◎	—	◎
	アナログ BS-IF	隣接チャンネル妨害	—	—	—	—
		スプリアス妨害	—	○	○	☆
		他の光波長からの妨害	○	○	—	☆
	伝送方式	妨害の種類	主観評価法	客観評価法	ビット誤り率 評価法(BER)	スペクトルマスク 評価法(*)
デジタル	OFDM	隣接チャンネル妨害	—	—	●	◎
		スプリアス妨害	—	—	●	◎
		他の光波長からの妨害	—	—	◎	◎
	64QAM	隣接チャンネル	—	—	●	◎
		スプリアス妨害	—	—	●	◎
		他の光波長からの妨害	—	—	◎	◎
	デジタル BS-IF 広帯域 CS-IF	隣接チャンネル妨害	—	—	—	—
		スプリアス妨害	—	—	○	☆
		他の光波長からの妨害	—	—	○	☆

* 告示315号関連制改定 : ● 2001年の告示130号 ◎ 2005年の告示1290号
 ○ 2007年の告示433号 ☆ 2007年のJCTEA STD-017-2.0で規定
 ◎ 2011年の放送法改正時の告示315号

有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた 有線一般放送への影響評価の手續



【参考】受信品質の確保に関する技術基準の改正について

平成19年3月28日の「ケーブルテレビシステムの技術的条件」の一部答申を受け、有線テレビジョン放送法施行規則等の一部改正を行い、90MHzから770MHzまでの有線テレビジョン放送方式に加えてBS-IF、広帯域CS-IFパススルー伝送をH13年告示130号に追加。
また、平成23年6月30日の放送法改正により、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第95号)となり、告示は315号となった。

有線テレビジョン放送設備で使用する電磁波

有線一般放送

① 第26条第1項の放送方式のうち、90MHzから770MHzまでの周波数を使用するもの

- ・NTSC-VSB-AM
- ・64QAM, 256QAM
- ・OFDM

第26条第1項の放送方式のうち1035.05MHzから1485.87MHzまでの周波数を使用するもの

- ・BS-IF(BSデジタル)

第23条第1項の放送方式のうち1578.57MHzから2067.43MHzまでの周波数を使用するもの

- ・広帯域CS-IF(広帯域CSデジタル)



与干渉 技術基準を策定(15.7.15)
(旧告示130号を一部改正)

② ①以外の有線放送

- ・IP(映像)
- ・狭帯域CS-IF
- ・有線ラジオ放送 等

H23総務省告示第
315号

与干渉(第26条第1項、第2項)
第26条第2項に基づく技術的条件
を策定(13.3.14)

与干渉(第26条第1項)
技術的条件なし

通信

- ・ケーブルインターネット
- ・有線放送電話
- ・IP(電話)
- ・ビデオ・オン・デマンド等